

1 審査付託事件

- 認定第1号 令和5年度士幌町一般会計歳入歳出決算認定
 認定第2号 令和5年度士幌町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定
 認定第3号 令和5年度士幌町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定
 認定第4号 令和5年度士幌町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定
 認定第5号 令和5年度士幌町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定
 認定第6号 令和5年度士幌町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定
 認定第7号 令和5年度士幌町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定
 認定第8号 令和5年度士幌町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定

2 出席委員（10名）

中村 貢 森本 真隆 山中 明裕 矢坂 賢哉 大西 米明
 西山 伸宏 伊藤 健蔵 成田 哲也 曾我 弘美 秋間 紘一

3 欠席委員（0名）

4 説明のため出席した者

町長 高木 康弘 教育長 土屋 仁志
 代表監査委員 寺田 和也

5 町長の委任を受けて出席した者

副町長 亀野 倫生 総務課長 西野 孝典
 地域戦略課長 小野寺 務 会計管理者 三野宮智恵子
 町民課長 吉川 和美 保健福祉課長 佐藤 慶岩
 産業振興課長 郷原 敏宏 建設課長 上山 英樹
 建設課道路維持担当課長 若原 裕 病院事務長 増田 達也
 特老施設長 齋藤 英雄 幼児教育課長 角田 淳二
 消防課長 仙石 譲ほか、関係職員

6 教育長の委任を受けて出席した者

参事 下坂 吉彦 教育課長 川岸 滋一
 給食センター所長 加納 正信 高校事務長 木下 雅子

7 農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長 加藤 吉宏

8 職務のため出席した者

事務局長

藤内 和三

係長

長岡 直美

9 議事録

会議の経過

(午後 1時11分)

説明	中 村 委員 長	昨日に引き続き決算審査特別委員会を再開します。 令和5年度士幌町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。
	吉 川 町民課長	説明を求めます。町民課長。 町民課長、吉川から国民健康保険事業特別会計についてご説明いたしますので、169ページをお開き願います。 1項、総括ですが、歳出の状況は保険給付費が5億3,422万6,000円、対前年度比2,788万4,000円増加しました。北海道へ納める納付金は3億9,002万6,000円で、歳出総額では対前年度比3,539万4,000円増の9億7,394万5,000円となりました。歳入の状況は、現年度分収納額が3億1,699万9,000円と前年度より1,616万1,000円の減、道支出金は5億7,201万8,000円で、歳入総額では対前年度比1,718万8,000円増の9億7,447万7,000円となりました。年度末基金残高は1億3,362万8,048円となっております。 2、一般状況につきましては、年間平均世帯数は918世帯で、被保険者総数は1,998人となっております。次表、高額療養費の自己負担限度額から171ページ、(3)、介護納付金分までは制度の内容ですので、ご参照願います。171ページ中段の2、保険税収納状況は、現年度分と滞納繰越分を合わせた収納額は3億2,123万8,741円で、収納率は前年度対比0.23ポイント増の95.89%となりました。 4、保険給付状況につきましては、1、療養給付等の内訳は、172ページに移り、合計で6億5,605万2,774円となり、2、医療給付の負担状況、(1)、医療給付の負担内訳の保険者負担分として4億7,844万8,861円を負担しております。(2)、審査支払手数料は、記載のとおりでございます。3、高額療養費の状況は、前年度対比364万6,579円増の合計4,920万3,500円でした。4、その他保険給付は、出産育児一時金の支給額が令和5年4月から引き上げられ、10件、468万円、葬祭費は7件、21万円の給付となりました。 173ページに移りまして、5項、共同事業拠出金は記載のとおりでございます。 6項、保健事業は、1、特定健康診査等事業費は598万3,048円の実績で、2、医療費通知から6、ヘルスアップ事業費までは記載のとおり実施いたしました。 7項、直営診療施設繰出金は、国保病院の救急受入れ態勢維持経費と

		<p>して912万5,000円を繰り出しました。</p> <p>8項、その他、1、繰入金の状況、(1)、一般会計繰入金は前年度対比213万5,393円増の6,216万7,134円で、(2)、国民健康保険準備基金からの繰入れは行っておりません。2、準備基金積立ての状況は、預金利息1万3,360円を積み立て、年度末基金残高は1億3,362万8,048円となったところでございます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
質 疑	中 村 委 員 長	<p>説明が終わりましたので、これから質疑を行います。ありませんか。</p> <p>(な し)</p>
	中 村 委 員 長	<p>質疑がなければ、質疑を終わり、討論を行います。ありませんか。</p> <p>(な し)</p>
	中 村 委 員 長	<p>討論なしと認め、これから採決します。</p> <p>本決算は、認定すべきものと決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異 議 な し)</p>
	中 村 委 員 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本決算は認定すべきものと決定しました。</p> <p>令和5年度士幌町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。</p>
説 明	吉 川 町 民 課 長	<p>説明を求めます。町民課長。</p> <p>町民課長、吉川から後期高齢者医療事業特別会計についてご説明いたしますので、174ページをお開き願います。</p> <p>1、総括ですが、後期高齢者医療制度は高齢者の医療の確保に関する法律に基づく75歳以上と65歳以上で障害認定を受けた方を対象とした制度であり、全市町村が加入する広域連合が保険者となり、給付を行い、町は保険料の徴収、収納業務及び各種申請等の窓口業務を行ってございます。歳入の状況は、過年度分の保険料を含めて8,127万8,000円で、現年度分の収納率は98.82%となりました。一般会計からの繰入金は3,170万8,000円で、このうち保険基盤安定繰入金2,296万1,000円は徴収した保険料と合わせて広域連合へ負担金として納付しています。</p> <p>2、保険料の状況、1、保険料率は、記載の北海道一律の税率となっております。2、保険料収納状況、(1)、普通徴収分の収納額は3,340万300円で、(2)、特別徴収分は4,787万8,600円となりました。</p> <p>175ページ、3、給付状況の内訳は記載のとおりですが、合計、前年度対比2,839万4,653円減の8億916万3,384円が北海道後期高齢者医療広域連合より給付されてございます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
質 疑	中 村 委 員 長	<p>説明が終わりましたので、これから質疑を行います。ありませんか。</p>

	中 村 委 員 長	(な し) 質疑がなければ、質疑を終わり、討論を行います。ありませんか。
	中 村 委 員 長	(な し) 討論なしと認め、これから採決します。 本決算は、認定すべきものと決定することにご異議ありませんか。
説 明	中 村 委 員 長	(異 議 な し) 異議なしと認めます。 よって、本決算は認定すべきものと決定しました。 令和5年度士幌町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定を議題と します。
		説明を求めます。保健福祉課長。
	佐藤保健 福祉課長	保健福祉課長、佐藤から介護保険事業特別会計についてご説明いたし ますので、176ページをお開き願います。
		1 項、総括は、本年度は第8期介護保険事業計画の最終年度であり、 介護保険サービスの支出割合は在宅サービス36.3%、施設サービス63.7 %で、在宅サービスは前年度対比1.6%の増加となりました。歳出の状 況は、新型コロナウイルス感染症が感染症法上の取扱いが5類に移行し ましてサービス提供が通常に戻り始めたものの、回復は鈍く、保険給付 費は5億5,672万3,000円となり、対前年度比2,195万3,000円の減少、地 域支援事業費が3,231万4,000円となり、対前年度比312万5,000円減少し ました。介護保険事業計画との比較では、介護給付費80.2%、地域支援 事業費が117.3%となり、全体では81.6%の執行となりました。歳入の 状況は、第1号被保険者の保険料は基準額を月額6,100円とし、12段階 で賦課を行いました。全体では過年度分を含め1億4,744万9,000円を徴 収しており、調定額1億4,767万4,000円に対する収納率は99.85%、未 収額は21万9,000円となりました。準備基金は、今年度1,672万1,000円 を積み立て、年度末残高は7,232万1,000円となったところがございます。 高齢化率は上昇し、要介護認定者数、認定率も上昇しているものの、 給付費は減少しております。地域支援事業における一般介護予防事業な ど、効果も少しずつではあるが、出てきているものと思われま。今後 も介護予防、地域包括ケアを推進し、住み慣れた地域での生活を支えら れるよう事業運営に努めてまいりたいと考えております。
		2 項、一般状況では、1、被保険者数で第1号被保険者数は前年度対 比4人増の2,007人、2、利用者負担割合から178ページの5、高額介護 サービス費までは制度の内容となっておりますので、ご参照いただけれ ばと思います。6、要介護認定者数は、年度末で前年度対比6人減の367 人、7、居宅介護サービス受給者数は15人増の164人、8、地域密着型 サービス受給者総数は8人増の26人、179ページに移りまして、施設介 護サービス受給者は14人減の99人となりました。

180ページに移りまして3項、保険給付決定状況、(1)、介護度別件数から185ページ、(7)、審査支払手数料までは、それぞれ記載のとおりの実績となりました。

4項、地域支援事業では、1、地域支援事業、介護予防・日常生活支援総合事業では(1)、介護予防・生活支援サービス事業から(4)、一般介護予防事業までは従来どおり実施したところでございます。186ページに移りまして、中段です。2、地域支援事業、包括的支援事業では、(1)、地域包括支援センターの①、総合相談支援業務では、高齢者の生活環境を把握するため、ア、窓口、電話相談をいただいた後に、イ、家庭訪問を行い、身体状況などの把握に努めました。実績につきましては、記載のとおりとなっております。187ページに移りまして(2)、指定介護予防支援事業所から(5)の在宅医療・介護連携推進事業までにつきましては、記載のとおりとなっております。188ページに移りまして、生活支援体制整備事業では、令和5年5月に共生型常設型居場所みんなのまのりくまさんを開設し、そこに新たに生活支援コーディネーターを配置し、事業を実施しております。(7)、認知症総合支援事業から(9)、地域ケア会議までは、記載のとおり実施したところでございます。3、地域支援事業の任意事業では、表の記載のとおりです。188ページの下段です。その他の事業では、徘徊高齢者等SOSネットワーク事業で登録者が19名、見回り等の協力機関が24団体、搜索活動等はございませんでした。

189ページに移りまして、5項、保険料の状況につきましては、所得段階別第1号被保険者数は12段階で賦課し、所得段階ごとの保険料月額 は記載のとおりとなっておりますので、ご参照願います。2、保険料収納状況の収納額累計は、冒頭の概要で説明したとおりとなっております。

以上で説明を終わります。

質疑

中 村
委員 長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。ありませんか。

(な し)

中 村
委員 長

質疑がなければ、質疑を終わり、討論を行います。ありませんか。

(な し)

中 村
委員 長

討論なしと認め、これから採決します。

本決算は、認定すべきものと決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

中 村
委員 長

異議なしと認めます。

よって、本決算は認定すべきものと決定しました。

令和5年度士幌町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。

説明

齋藤特養
施設長

説明を求めます。特別養護老人ホーム施設長。

介護サービス事業特別会計につきまして特別養護老人ホーム施設長、齋藤よりご説明申し上げます。

190ページを御覧願います。1項、総括につきまして、特別養護老人ホームは地域やご家族との連携の下に入所者の皆様に快適にお過ごしいただくことを目的としまして介護サービス事業の提供を行っております。入所の実績では、延べ人数で長期入所、前年度比107人減の3万8,207人、短期入所では前年度比138人増の2,427人となりました。前年度と比べて、収入につきましては長期入所分では566万9,000円減の4億1,025万5,000円、短期入所分では400万5,000円増の2,710万8,000円、一般会計からの繰入金1億1,500万円など、収入の総額は5億6,652万7,000円となりました。支出では1,824万7,000円増の5億5,879万9,000円となり、収入から支出を差し引いた772万8,000円を翌年度に繰り越すことができました。支出が増加した主な要因は、人件費など経常経費の増加によるものでございます。新型コロナ対策については、令和5年5月から第5類感染症へと移行しましたが、特養は重症化リスクのある高齢者が多く生活する場であることから、引き続き感染予防、蔓延防止のための対策を実施し、入居者様が安心して過ごせるように努めてまいります。

2、収支の状況であります。1、収入では、表の下から3段目、長期入所分と短期入所分を合わせましたサービス費などの収入の合計は、前年度比166万5,000円減の4億3,736万3,000円となりました。その他の収入を加えた収入の合計は、前年度比1,841万5,000円増の5億6,652万7,000円となったところであります。収入の総額が増加した主な要因は、一般会計からの繰入金の前年度よりも1,950万円増加したことによります。191ページをお開き願います。2、支出では、給料から報酬までを含めた人件費は前年度より3,329万5,000円増の4億380万円となりました。需用費は、経費の節減等に努めまして前年度から172万8,000円減の8,607万2,000円となりました。支出の合計は、前年度比1,824万7,000円増の5億5,879万9,000円となりました。

3項、長期入所利用状況につきまして、1、利用状況につきましては、定員107人のところ、1日平均104.4人の実績でした。退所、新規の入所状況等は、記載のとおりでございます。192ページに移りまして、4、出身地別の状況は、士幌町出身者が80名、割合としましては79%になっておりまして、出身地別の状況は記載のとおりです。また、5、介護度別入所者数から8、待機状況までについては、記載のとおりでございます。

続きまして、193ページをお開き願います。4項、短期入所利用状況ではありますが、在宅介護が一時的に難しくなった場合など短期的に施設入所をしていただくサービスであり、本施設の定員は10人であります。

質 疑

中 村
委 員 長
大西委員

1の表は要介護認定者の利用実績で、1日の平均利用者数は6.5人となったところでございます。2の表は要支援認定者の利用実績であり、令和元年度以来の利用となりました。

5項、一般状況につきましては、主な行事としまして6月には4年ぶりとなります夏まつりを新型コロナウイルス感染症対策に配慮しながら実施しました。屋内の行事につきましては、感染対策のため、施設内の棟ごとでの開催となっております。2、施設、設備の整備状況から194ページ、4、介護実習受入れ状況については、記載のとおりでありますので、ご参照願います。

以上で説明を終わります。

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。ありませんか。7番、大西委員。

議会から常々こうしたらいいのでないのかという話をしてきたのですが、入所者が病院に入院すると、昔は2か月ぐらい置いても国から介護保険料が入ってきていたが、今は5日ぐらいしか入ってこない。だから、5日たったら、そこでもう退所させて、あと病院で治ればまた特老に空いたら戻せるというような形にしておかないと、どうしても国から入ってこない、病院に入ってしまったら入ってこないのだが、それ今どうしているの。きちっと5日間ぐらいで切ってしまうているの。

中 村
委 員 長
齋藤特養
施 設 長

特養老人ホーム施設長。

特別養護老人ホーム施設長、齋藤より大西委員のご質問にご回答いたします。

今質問のありましたとおり、入院した場合6日間までは費用等入ってきます。その後3か月間、こちらは介護保険の監査指導によりましてこちらに籍を置いておかなければならないというような部分になっておりまして、入所時の契約でも3か月間はそのまま在籍するというようなお話になっておりますので、個別にその後こちらから退所の依頼とか、そういったような扱いは実施していないというような状況にあります。

中 村
委 員 長
大西委員

7番、大西委員。

今の説明だと、3か月は病院に入院していても退所できないという、国がそういう指導をしているということですか。

中 村
委 員 長
齋藤特養
施 設 長

特養老人ホーム施設長。

特別養護老人ホーム施設長、齋藤よりご回答いたします。

国というか、私ども土幌特養の監督官庁は北海道でございまして、十勝総合振興局からそういったような指導を受けまして、契約状況等もそのような形で進めているところでございます。

以上で質問の回答とします。

中 村
委員 長
大西委員

7番、大西委員。

ということは、国でも道でも十勝振興局でもいいが、言ってみれば病院に入院して6日分しか保険のあれ来ないのだよ、そしたら2か月半以上、病院に置いておいても一切収入がないのに置いておかなければだめだという決まりなのですか、それ。おかしいでしょう、絶対にそれ。町長、そう思わない。だって、収入入ってこなくなってしまうのだから、その間。約3か月ですよ、6日間抜いて。これを国がどうしてそういう指導をするの。それだったら、やっぱり行政として言っていけないとおかしいでしょう。特老にいないのに、病院にいるのに、いない間の収入一つも来ないのだから。いなくて金入ってくるのなら、それはいいよ。約3か月全然収入なしにしていたら、それは特養なんか絶対赤字になりますよ。みんな入院するのだから、結構、年寄りばかりだから。そんなことを国や道がやるというの、おかしいよ。それを町長や何か黙っているというのは怠慢ですよ、それ。施設長どうこうなんてできないでしょう、そんなこと、道や国に対して。どうです、町長。

中 村
委員 長
高木町長

町長。

病院に入院したときの退所の扱いについてであります、細かな部分は別として、今施設長が説明したことが間違いないということであれば、やはりそこは国に対してもしっかりと施設の現状というものを踏まえていただいた対応ができるように私どもとしてもしっかりと要望していかなければならないのかなと考えるところでございます。

中 村
委員 長
大西委員

7番、大西委員。

町長も詳しいことは分かっていないのですね、今の説明に対しては。だから、それはきちっと町長確認して、議会に報告してもらわないと、でない約3か月間特老に収入入ってこないのだから、それは病院に収入はあるかもしれないが、病院は町立病院だから、うちはそこでもらえばいいかもしれぬが、民間病院に行ったら全然、収入何もなくなってしまうもの。だから、そんなことが本当にまかり通っているのがおかしいと思うので、町長、よく調べて、町長も分からなかったということですから、よく聞いて、各町村でも持っているところあるでしょう、特老、そういうところはどこやっているのかよく調べてください。

中 村
委員 長
西山委員

ほかにありませんか。8番、西山委員。

3項、長期入所利用状況、192ページ、8番、待機状況、待機状況年々、3年度、4年度、5年度と減っていている感じなのですが、思ったより待機者が少ないかなとは思っているのですが、これ減っていている要因というのは何か分析だとかしているところはありますか。

中 村
委 員 長

特養ホーム施設長。

齋藤特養
施 設 長

特別養護老人ホーム施設長、齋藤より西山委員の質問にご回答させていただきます。

私どもの考えているというか、把握している部分では特養の数が全体的に増えているということで、特養の入所定員数が増えているというような状況が1つあります。あと、有料老人ホーム、サービス付高齢者介護住宅、こちらの部分は結構金額が大きな幅がありまして、特養とあまり変わらないような金額で入れるような施設もあるというのは聞いております。そういったような施設が増えたということで、今まで町外、例えば帯広とか、そちらの町外から士幌に申し込んでいた人方がほかの施設へ入りやすくなったという部分もありまして、若干こちらの入所申込みが減っているという部分があるかという部分で考えているところでございます。

以上でございます。

中 村
委 員 長
西山委員

8番、西山委員。

帯広でも待機者はどんどん減っていっているという話は僕もよく聞いているのですが、町民にしたら特養は待機者いっぱいいて、すぐ入れないのでしょって思っている町民の方も結構いると思うので、PRではないですが、ケアマネさんとかもきっと伝えていとは思いますが、アピールではないですが、もうちょっと待機者いたほうがというのがあるので、その辺どうでしょうか。

中 村
委 員 長
齋藤特養
施 設 長

特養ホーム施設長。

特別養護老人ホーム施設長、齋藤よりお答え申し上げます。

この待機者いるよというPRでございますが、どうしても特養入ってくる方は介護認定等受けて、地域のケアマネジャー等ついているというような方が多いものですから、士幌町内のケアマネはもちろんのこと、今では近隣町村や帯広の在宅支援施設等もお邪魔して士幌の特養のPR等にも努めているというようなことを実施しているような状況でございます。

以上でございます。

中 村
委 員 長
大西委員

ほかにありませんか。7番、大西委員。

特別養護老人ホームは、明るく家庭的な雰囲気地域や家庭との連携を図っているという、一番先に書いてありますが、今マスコミ等でよく老人ホームで体罰だとか、いろんな話が出ています。それで、士幌ではそういうことは多分ないと思います。だけれども、いろんなことは、100

何人も入っているから、いろんな事故はあるのだと思います。それを事故が起きたときに家族にきちっと正直に報告しないと駄目だと思うのです。何かあやふやにぐちゃぐちゃ、ぐちゃぐちゃ言って、いつの間にか訳分からなくなって終わったよみたいな話が結構聞こえてきます。だから、土幌ではマスコミで出てくるようなそういうことはないでしょうね、どうです。

中 村
委員 長
齋藤特養
施設 長

特養ホーム施設長。

特別養護老人ホーム施設長よりご回答いたします。

大西委員の最初の虐待案件等につきましてですが、私どもの施設でないように、介護保険法に定められております虐待防止委員会というのを施設内委員会で設置しまして、それで虐待防止の研修等を随時やったり、私ども管理者等もそういった部分には目を光らせながら言葉かけ、介護等を注意して見守っている中、そういったような案件ないとは考えているところでございます。

以上でございます。

中 村
委員 長
大西委員

7番、大西委員。

本当にそうやって家族ともきちっと話をして、こんなことあったから、どうなのですと言ったら、一番先に何を言われるかと言ったら、拘束はできません。だから、ベッドから落ちたのでないのかいと言ったら、枠をするのは拘束になるからできません。極端なこと言えば、顔を手でかっちやくから、手袋をはかせたら、それは拘束ですから、はかせられませんって、そういう言い方します。分かります、それ、拘束は駄目だということは。だけれども、拘束をしなくても特養で顔かっちやくことをさせないように手押さえているのですか、やってくれるなら、それでいいのですよ。ベッドから落ちないように柵するのならいい。それは拘束だからできませんと言ったら、ベッドから落ちないようにしてくれればいいのですよ。そんなこと無理でしょう。それは拘束だと言いつつも、家族とちゃんと話し合っ、家族が納得すればいいのでしょうか、家族としゃべっても法律的には駄目だという決まりあるのですか。それだったら、それでいいのです。そういうことのないように職員が四六時中ついてそういうことをやってくれば何も文句はないのですよ。できないでしょう、無理でしょう。それが法律でそうやってきちっとうたっているのなら、これから特老に入って何かあったら、そういう指摘をさせてもらいますが、どうなのです、それ。

中 村
委員 長
齋藤特養
施設 長

特養ホーム施設長。

特別養護老人ホーム施設長、齋藤よりご回答させていただきます。

大西委員の今質問ありました身体拘束ということについてござい

ますが、身体拘束については、こちらは介護施設だからというわけではなく、全ての人権尊重するというので身体拘束はいけないというような部分になっております。そういった中で、大西委員が言われました身体拘束をしないことにより事故のリスク等という話ございましたが、こちらの部分は身体拘束いけないという原則の中でも身体拘束が認められる場合もございます。そういった部分の案件になるかどうかをこちらとしましても見極めながら、必要によってはご家族さんともご相談しながら、そういったような対処をしていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

中 村
委員 長
大西委員

7番、大西委員。

何かあったらすぐ、拘束できないから、それを前提でしゃべってくるのです。それは、入所者の家族というのは、自分で本当は面倒見ないとならないが、できないから、特養をお願いしているのですよ。だから、こっち側、入れるほうが低姿勢なのですよ。それを何か逆手に取ったような、これは拘束だから絶対できませんよって言い切ってしまうのですよ。今は違うでしょう、拘束してもいいのでしょう、話合いで。100%駄目だというわけでないわけでしょう。それをきちっとやってやらないと、ベッドから落ちた。それは、縛りつけるのも限度あるだろうが、そういうのをきちっと家族と話し合ってやらないと、全部一方的に特養の言い分ですもの。だから、家族が納得すればいいのですよ。事故ったから、これは拘束、ベッドにあればできないから、拘束は駄目だからって言い切ってしまったって遅いでしょう。

だから、俺さっきも言ったように、落ちないような拘束ならいいよって、ベッドに柵しなくても落ちないように職員がずっと四六時中見ていいのかという話になるでしょう。できないのだから、それは。それは、家族と話して、こういうわけだからってやらないと、終わってから言たってしょうがないのだよ。落ちて、事故った。大腿骨折った。年取ってからあちこち骨折ったり何かしたら、それは長生きなんかできませんよ、それで手術もできないしって、寿命縮めるだけです。だから、その辺は特老としてきちっと話し合ってやってくれないと、家族と。俺は預かってやっているのだぞという考えでやったら駄目ですよ。こんな明るいどうのこうのって書くだけ書くのは勝手だから。どうです、きちっとした信念で言って、こうしますって。

中 村
委員 長
高木町長

町長。

施設内における事故についてかと思いますが、そういった一般的に言えば拘束に該当するような事案についても、拘束がある程度許されるという条件が幾つかあって、その中で家族の同意も含めてやることもでき

		<p>ると。なかなかその辺が難しいところもあるのかなとは思いますが、やはり家族の皆さんとの信頼関係をしっかり施設としては構築する中で、そういったことも現実、現状をご家族にはしっかりとお話をする中で、ご本人にとってどういったことが一番いいのかということを考えながら施設内での生活をしていただくという運営方針をもってこの施設については運営をしていきたいと考えているところでございます。</p>
<p>中 村 委員 長</p>	<p>ほかにありませんか。</p>	<p>(な し)</p>
<p>中 村 委員 長</p>	<p>質疑がなければ、質疑を終わり、討論を行います。ありませんか。</p>	<p>(な し)</p>
<p>中 村 委員 長</p>	<p>討論なしと認め、これから採決します。</p>	<p>本決算は、認定すべきものと決定することにご異議ありませんか。</p>
<p>中 村 委員 長</p>	<p>異議なしと認めます。</p>	<p>(異 議 な し)</p>
<p>中 村 委員 長</p>	<p>よって、本決算は認定すべきものと決定しました。</p>	<p>令和5年度土幌町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定を議題と</p>
<p>中 村 委員 長</p>	<p>令和5年度土幌町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定を議題と</p>	<p>します。</p>
<p>中 村 委員 長</p>	<p>説明を求めます。建設課長。</p>	<p>説明を求めます。建設課長。</p>
<p>上 山 建設課長</p>	<p>建設課長、上山からご説明いたします。</p>	<p>建設課長、上山からご説明いたします。</p>
<p>説 明</p>	<p>195ページをお開き願います。1項、総括ですが、本町の水道は土幌簡水、新田簡水、朝陽簡水の3つの簡易水道で町内全域を給水しており、住民生活や社会活動に直結したライフラインとして重要な役割を果たしております。昭和54年より事業開始された水道事業特別会計は令和5年度をもって事業廃止となり、令和6年度より地方公営企業法適用事業の土幌町簡易水道事業会計へ移行となります。特別会計としての決算は、事業会計への移行に伴い出納整理期間がなくなったことにより、令和5年度末をもって打切り決算を行いました。打切り決算時の歳入総額は3億1,666万3,000円、歳出総額は2億5,745万5,000円で、差引き5,918万8,000円を事業会計に引き継ぐこととなりました。歳入の内訳は、料金収入1億9,549万8,000円、一般会計繰入金8,095万2,000円、起債550万円、その他収入3,471万3,000円となり、料金収入は物価高騰対策として実施した生活者応援水道基本料金減免事業分の一般会計繰入金を合わせてまして107万3,000円の増額となりました。歳出の内訳は、水道経営費1億1,950万4,000円、水道事業費7,409万3,000円、公債費6,387万8,000円となり、全体で前年度比1,312万1,000円の減額となったところでございます。使用料の徴収状況は、令和6年度から事業会計移行に伴い、3月31日付で打切り決算となった関係から、現年度分の収入未済額</p>	<p>195ページをお開き願います。1項、総括ですが、本町の水道は土幌簡水、新田簡水、朝陽簡水の3つの簡易水道で町内全域を給水しており、住民生活や社会活動に直結したライフラインとして重要な役割を果たしております。昭和54年より事業開始された水道事業特別会計は令和5年度をもって事業廃止となり、令和6年度より地方公営企業法適用事業の土幌町簡易水道事業会計へ移行となります。特別会計としての決算は、事業会計への移行に伴い出納整理期間がなくなったことにより、令和5年度末をもって打切り決算を行いました。打切り決算時の歳入総額は3億1,666万3,000円、歳出総額は2億5,745万5,000円で、差引き5,918万8,000円を事業会計に引き継ぐこととなりました。歳入の内訳は、料金収入1億9,549万8,000円、一般会計繰入金8,095万2,000円、起債550万円、その他収入3,471万3,000円となり、料金収入は物価高騰対策として実施した生活者応援水道基本料金減免事業分の一般会計繰入金を合わせてまして107万3,000円の増額となりました。歳出の内訳は、水道経営費1億1,950万4,000円、水道事業費7,409万3,000円、公債費6,387万8,000円となり、全体で前年度比1,312万1,000円の減額となったところでございます。使用料の徴収状況は、令和6年度から事業会計移行に伴い、3月31日付で打切り決算となった関係から、現年度分の収入未済額</p>

		<p>が123万2,627円と増加してございますが、督促、催告書の送付及び給水停止の実績などで徴収を強化し、過年度分は469万8,547円となったところでございます。今後も施設管理に万全を期し、安定した給水を図るとともに、効率的な経営に努める必要がございます。</p> <p>次に、2項、水道経営費でございますが、良質な水道水を安定供給するため、維持管理業務を実施したところでございます。主な業務の合計は6,020万2,000円となり、詳細はここに記載の表のとおりとなっております。</p> <p>3項、水道事業費ですが、本年度の主な事業は単独水道事業、負担金事業に分かれ、総額7,409万3,000円となっております。詳細は、ここに記載の表のとおりとなっております。</p> <p>4項、公債費については、本年度事業債発行額550万円、本年度償還金額5,595万1,000円で、本年度末未償還残高が10億4,403万1,000円となっております。</p> <p>196ページに移りまして、5項、使用水量、普及率については、ここに記載の表のとおりとなっております。</p> <p>6項、使用料の収納状況でございますが、物価高騰対策として令和6年1月分から3月分までの3か月間、水道使用料の基本料金減免を実施して町民及び町内事業者の負担軽減を図りました。収納状況については、詳細はここに記載の表のとおりとなっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
質 疑	中 村 委 員 長	<p>説明が終わりましたので、これから質疑を行います。ありませんか。</p> <p>(な し)</p>
	中 村 委 員 長	<p>質疑がなければ、質疑を終わり、討論を行います。ありませんか。</p> <p>(な し)</p>
	中 村 委 員 長	<p>討論なしと認め、これから採決します。</p> <p>本決算は、認定すべきものと決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異 議 な し)</p>
	中 村 委 員 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本決算は認定すべきものと決定しました。</p> <p>令和5年度士幌町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。</p>
説 明	上 山 建 設 課 長	<p>説明を求めます。建設課長。</p> <p>建設課長、上山からご説明いたします。</p> <p>197ページをお開き願います。1項、総括でございますが、本町の下水道は士幌市街を特定環境保全公共下水道事業で、中士幌市街を集落排水事業として整備され、住民生活の保健衛生面において重要な役割を果たしております。昭和49年度より事業開始された下水道事業特別会計は</p>

令和5年度末をもって事業廃止となり、令和6年度より地方公営企業法適用事業の士幌町下水道事業会計へ移行となります。令和5年度の水洗化普及状況は、士幌市街で99.8%、中士幌市街では98%となり、近年ほぼ変わらない状況でございますが、処理区域内の人口は減少傾向にあります。特別会計としての決算は、事業会計移行に伴い出納整理期間がなくなり、令和5年度末をもって打切り決算を行いました。打切り決算時の収入総額は1億4,696万3,000円、歳出総額1億2,273万5,000円で、差引き2,422万8,000円を事業会計に引き継ぐこととなりました。歳入内訳では料金収入5,952万8,000円、一般会計繰入金6,144万円、国庫支出金478万5,000円、起債670万円、その他収入1,451万円となり、歳出内訳では一般管理費1,163万8,000円、士幌、中士幌両施設の管理費として5,710万1,000円、下水道事業費は1,505万6,000円、公債費3,894万円となりました。使用料の徴収状況については、令和6年度より事業会計移行に伴い3月31日で打切り決算となった関係から、現年度分の収入未済額が98万4,720円と増加してございますが、督促、催告書の送付及び簡易水道事業と連帯した徴収強化を実施し、過年度分については80万9,942円となりました。今後も効率的な維持管理を行い、経費節減に努め、収支バランスの改善に取り組む必要がございます。

次に、2項、下水道経営費についてでございますが、士幌、中士幌処理場施設及び管渠施設の維持管理を行うことにより、安心して下水道を利用できるように努めてまいりました。これに伴う委託費、修繕費についての内訳については、ここに記載のとおりとなっております。

次に、3項、下水道事業費ですが、本年度の下水道事業費は、下水道管の老朽化状況を確認するための管路のカメラ調査を実施いたしました。また、士幌市街地の未整備区域に対する下水道管の敷設工事を実施してございます。これに伴う主な工事費及び委託費の詳細については、ここに記載のとおりとなっております。

4項、公債費については、本年度事業債発行額は670万円、償還金額3,610万4,000円で、本年度末未償還残高が8億1,225万円となっております。

続きまして、5項の普及状況及び次ページ、6項の使用料収納状況については、ここに記載の表のとおりとなっております。

以上で説明を終わります。

質疑

中 村
委 員 長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。ありませんか。

(な し)

中 村
委 員 長

質疑がなければ、質疑を終わり、討論を行います。ありませんか。

(な し)

中 村

討論なしと認め、これから採決します。

	委員長	本決算は、認定すべきものと決定することにご異議ありませんか。 (異議なし)
	中村委員長	異議なしと認めます。 よって、本決算は認定すべきものと決定しました。 ここで2時15分まで休憩をします。 午後 2時00分 休憩 午後 2時15分 再開
説明	中村委員長	休憩を解き委員会を再開します。 令和5年度士幌町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定を議題とします。
	増田病院事務長	説明を求めます。国保病院事務長。 国保病院事務長、増田よりご説明いたします。 199ページをお開き願います。1の事業概要、(1)、総括事項、文章の中段になりますが、令和5年度の医師体制は常勤医師3人体制の中で、休日等の日当直支援は札幌医科大学等の支援を得ながら医師の確保を図りました。診療につきましては、5月8日からは内科と併診する形で週3回、小児科外来を開設し、また診療支援はこれまでの眼科や整形外科、消化器内科などで外部医師による支援を受け、実施したところで、病院経営は、一般会計からの繰入れを除く実質赤字額は5億635万4,000円となり、前年度比3,456万9,000円の増となりました。①の診療体制は、先ほど触れておりますが、常勤医師3名で、うち1名は会計年度任用医師でございます。出張医関連医局等は、眼科外来の北海道大学眼科学教室からの派遣をはじめ、記載のとおりでございます。②の保健予防活動は、日帰り人間ドック、特定健診などの各種検診、各種予防接種などを実施しております。また、広報活動につきましては、広報しほろや病院ホームページで情報発信をしており、少しずつ内容充実を図っているところですが、今後も情報発信に努めてまいります。③、経営安定対策でございますが、院内会議を継続的に開催をし、経費節減に向けた対策の検討を行っております。また、医療事務の一部委託ですとか清掃業務などの全部委託により削減に努めたところであり、④、建設改良事業につきましては、建物改良整備で4件、5,376万9,800円、医療機器等の整備で10件、2,323万8,650円となっております。整備内容につきましては後ほどご説明をいたします。⑤、収支決算でございますが、次の200ページをお開き願います。令和5年度の総収入、総費用など記載しております。内訳は後ほどご説明いたしますが、総収益から総費用を差し引いた純損失、単年度の収支差引きは8,635万4,456円の赤字となったところでございます。⑥、一般会計と国保会計、国、道からの負

担金、補助金、それから企業債の借入れにつきまして、収益的収支では一般会計から前年度1,798万5,000円増の4億2,000万円を繰り入れ、国保会計は休日などの医師確保経費に対する繰り入れで前年度34万4,000円増の500万円、国、道補助金では物価高騰対策や食材費の支援金として108万円ありましたが、新型コロナワクチンの接種促進補助金の減によりまして141万480円、前年度比で1,109万8,700円の減となったところでございます。資本的収支では、施設工事や医療機器購入、それから企業債元金償還に係る一般会計からの出資金1億1,555万3,000円、国保会計から器械購入に係る繰り入れ412万5,000円、それから企業債の借入れは1,910万円となり、前年度比で1億4,310万円減となっております。こちらは、令和4年度でボイラー改修工事の借入れがあったことから、令和5年度は大幅に減になったところであります。(2)の議会の議決事項、それから(3)の職員に関する事項につきましては、次のページにもわたっておりますが、記載のとおりでございます。

201ページになります。2の資産の取得及び処分であります。(1)の資産の取得、器械備品等の取得では、施設整備でエレベーターリニューアル工事ですとか医師住宅の改修、それから照明器具のLED化を実施しまして、器械設備等では経年劣化により故障した医療機器などの更新で記載の10件の取得、それから施設整備と機械器具等を合わせまして7,700万8,450円となったところでございます。(2)の資産の処分につきましては、記載の6品目で合計2,117万3,131円となったところでございます。

3の業務の(1)、患者延べ人数及び1日平均患者数につきましては、次の202ページを御覧いただきまして、表の下です。合計欄であります(1)が、申し訳ありません、見出し項目がありませんが、合計欄、左から入院延べ人数となっております(1)が、9,399人、前年度比で632人の増となっております(2)が、その2つ右が1日平均であります(3)が、25.7人、記載はしてありません(4)が、病床稼働率は51.4%となっております(5)が、外来では、内科、眼科など各診療科目合計で1万7,663人、前年度比では584人となり、1日平均72.7人となったところでございます。(2)の集団検診等の状況から(4)の訪問看護の実績につきましては、記載のとおりでございます。

(5)の事業収益に関する事項でございます。医業収益は3億7,159万円、前年度比で1,507万2,000円増となり、要因は入院、外来ともに患者数増加により収益増となり、内訳は記載のとおりでございます。203ページに移りまして、その他医業収益5,191万8,000円、前年度比で885万4,000円減で、こちらは新型コロナワクチンの接種人数減により、公衆衛生活動収益ですとか受託収益が減になったことによるものです。医業外収益につきましては、4億4,703万1,000円で前年度比662万3,000円増と、他会計の負担金において一般会計からの繰入金(1)の増によりまして、前年度1,798万5,000円増の4億2,000万円、それから国、道の補助金、

交付金において新型コロナワクチンの接種促進補助金の減によりまして前年度1,109万8,000円減となったところでございます。収益の合計は8億1,862万1,000円、前年度比で2,169万5,000円の増となりました。その下、中段、(6)の事業費用に関する事項につきましては、医業費用総額が8億6,735万5,000円、前年度比で4,669万7,000円増となり、内訳は給与費が前年度比2,000万6,000円増、これは職員の新規の採用ですとか給与改定、それから人事異動によるものでございます。材料費は、前年度比1,266万8,000円の増で、物価高騰もあり、薬品や診療材料費が増加したものです。経費につきましては、修繕料や賃借料で減となったものの、物価高により電気代、燃料代、それから委託料全般が増額となったことで前年度比634万円の増となったところでございます。医業外費用につきましては、3,762万円で、前年度比841万8,000円の減となり、要因は令和4年度に実施したボイラー改修整備などの大型工事が今年度、令和5年度なかったことによりまして支払い消費税額が減となり、雑損失が減となったことによるものです。費用合計では9億497万5,000円となり、一般会計からの負担金4億2,000万円を繰り入れた収支差引きでは8,635万4,000円の赤字となりました。

4の会計の企業債及び一時借入金の概要ですが、(1)の企業債でエレベーター改修ですとか医療機器に1,910万円の借入れを行い、令和5年度末の未償還残高は7億6,945万1,538円でございます。(2)の一時借入金につきましては、LED化工事の支払い等もありまして事業運営資金として1億5,000万円を記載の期間一般会計から借り入れて、返済をしております。

以上で国保病院事業会計の説明を終わります。

質 疑

中 村
委 員 長
大西委員

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。ありませんか。7番、大西委員。

事務長も計算していると思うが、実質的な、言ってみれば交付税1億5,000万円とか、いろいろ収入はあるのだろうが、赤字が約5億円と言っていたが、実質的な真水の部分の赤字は何ぼですか。

中 村
委 員 長
増田病院
事 務 長

国保病院事務長。

地方交付税の部分、普通交付税、特別交付税合わせて令和5年度は2億2,700万円ぐらいが交付税として措置されておりますので、収益的収支の4億2,000万円から差し引くと約2億円が真水という部分になっていきます。

以上でございます。

中 村
委 員 長
大西委員

7番、大西委員。

そしたら、もうちょっとみんなで頑張ればいいところいくのかなと思うが、患者の延べ人数書いてあるが、1日平均25人、これ医者3人もい

なくても1人でできるような人数でないって言ったら、入院患者もいるから、いろいろあるからいいのだが、前から町長にお願いはしているのですが、病院に行って3か月分の薬をもらって、聴診器も当てないで患者は帰ってくると。3か月に1遍しか患者来ないと1年に4回しか来ないのでよね。毎月薬出していると診療代も取れるし、収入も増えてくるのだと思うのです。そうすれば1年に12回来るのです、一月に1遍だと。だから、延べ人数増やそうと思えばそうやってきちっとやれるし、増やすというよりも、一番大事なことはやっぱり土幌の病院に来ている人は高齢者が多いのですよ。3か月置くとその間にいろんな変わったりなんかすることあるので、ぜひ1か月ずつちゃんと患者を診てもらわないと、それは俺は血圧の薬しかもらっていないから、3か月で楽なのだって、それは言う人いるかもしれない。

それだったら、高齢者なんかいざ何かなったとき間に合わないですよ。やっぱり聴診器をきちっと当てて患者の体を診ないと、ただ3か月、行けば薬くれるのなら、何のことない、薬局行って薬もらったって同じなもの。病院という名のつくものだったらやっぱりそのぐらいやってもらわないと、一応町長設置者ですから、医者に言いにくいだろうが、何かそうしないと、行政懇談会でも聴診器当てない医者いるが、どうしたのっていう質問も出るくらいだから、そういうこともきちっと少しずつやっていかないと収入がプラスにならないし、今言われたように2億円ぐらいの赤字だとすれば、診療所だって1億円近い赤字になっていますから、普通の診療所造っているところ見ると。ですから、もうちょっと頑張ってもらえば診療所ぐらいになるだろうし、これだけの雇用持っている町ですから、この病院があるからやっぱり住民は安心しているのです。それは若いうちは帯広へ行けるが、高齢者になったらやっぱり土幌の病院があるから安心だという人も結構いますので、ぜひこの病院は維持してほしいし、維持するためには赤字だとか、そういうものを極力減らす方法をいろんな方法で考えてもらわないと、ただ先生がいないからどうのこうのって言われても、俺たちも先生連れてくるわけにもいかないし、それは町長の手腕だと思いますが、だから3か月というのをやめてほしいのですよ、どうです、町長。

中 村
委員 長
高木町長

町長。

今薬の処方あるいは診療の関係であります、大西委員言われたとおりだと私も思っております。ご存じのとおり、今年の4月、医師体制が常勤2名となっております、そこに午後から診療を休診にしているところもありまして、そういった特殊事情はあるわけですが、基本的には診察間隔、あるいは投薬も短くやっていきながら、高齢者の体調の変化というものもしっかり見極めた上で医療というものを提供する必要があるのかなと思っております。この赤字の額をな

るべく少なくするという意味では、やはり外来の患者数を増やすというのがまず第一だと思っておりますので、延べ人数ももちろんであります。新しい患者さん土幌の病院に来ていただくということも含めてしっかりやっていく必要があると思っておりますので、院内会議あるいは経営会議の中でそのことをドクターにも私からしっかりお伝えをする中で、そういった本町の医療的な事情ということも踏まえた中で経営改善と医療の体制の提供ですか、しっかりとした医療を提供していくと、両面から含めて経営というものも改善していけるように努めてまいりたいと考えてございます。

中 村
委員 長
大西委員

7番、大西委員。

まさに町長の言うとおりでありますが、町長何ぼ踏ん張ってもなかなか医者が動いてくれない。病院の中は中でいろんなあって、うまくいかないという部分あるだろうが、去年は総婦長も2か月間、大枚はたいて東京でいろいろ勉強してきたということでもありますから、そういう勉強をどのようにして看護師、医師、総婦長といえ院長と対等ですから、そのぐらいをきちっとやってもらわないと、この経済下で数百万円かけて東京で研修したのですから、それをどうかかった費用を皆さんに病院で町民に反映するかといったら、どうです。

中 村
委員 長
福 田
総 看 護
師 長

国保病院総看護師長。

お答えいたします。

まず、昨年度は研修に参加させていただきましてありがとうございます。改めてお礼申し上げます。その研修の学びを生かしまして現在取り組んでいることが大きく3つございます。1つは、今お話があったように、入院病床の有効活用と増床についてです。令和5年度より準備いたしました地域医療連携室の業務の一つといたしまして、保健福祉課と相談業務を続けてきております。地域包括ケアシステム構築を踏まえまして、当院の病床50床を有効に活用するために、今はレスパイト入院やそのほかの入院をお受けするように取り組んでおります。昨年度はなかなかうまくいきませんでした。今年度は8月末での5か月間ではございますが、保健福祉課から相談をいただいて、医師に相談し、了解をいただきまして入院につなげた件数は12件ございます。

そして、2つ目は病棟看護についてですが、土幌町の高齢化率、それに伴い認知症患者さんの増加を踏まえまして、町民の皆様安心して入院していただけるように認知症患者対応力の向上を目指しまして、認知症看護に強い病棟にしたいと考えております。そのためにスタッフ一同で毎年認知症看護の学習を重ねてきております。また、病棟では認知症患者さんややむを得ず身体拘束をしなければならない場面がございます。ですが、患者さんの尊厳を守り、命の危険がある場合を除き、身体

拘束を最小化していくことを今病棟全体で強化して取り組んでおります。

3つ目は、外来看護です。社会情勢を踏まえまして、外来では在宅療養支援に取り組んでおります。診察にいらした患者さんの変化をキャッチいたしまして、認知症の進行が疑われたり、お薬が余っていたり、ADLが低下している患者さんを保健福祉課と地域連携室につなぐ取組を行っております。令和5年度の保健福祉課との相談件数は48件、今年度は8月末で54件となっております。相談内容は、今お話ししたように認知症の進行疑いや病状の変化、みとりについてなどいろいろな相談を行って、早めの受診、早めの介入、適切な時期の要介護認定を受けることにつなげることができてきております。このことが夜間の救急搬送による入院の中で要介護状態であったのですが、要介護認定が未申請で方向性に難渋した件数の割合を減少することができています。令和4年度はその難渋した件数は25%、令和5年度は4.5%、今年はまだ半年ございますが、今のところゼロ%となっております。日中にきちんとつないでいることが夜間の救急搬送を減らすことができ、入院されている患者さんに安定した看護を提供できているのではないかと考えます。

以上、お答えいたします。

中 村
委員長
大西委員

7番、大西委員。

2か月行って研修してきて、それだけいろいろ勉強してきたのだと思いますが、ぜひそれを生かして、自分一人でなく、みんな病院内の看護師、職員、事務方、結構事務方の批判もあるのですよ、行ったら態度悪かったとかなんとか、そういうこともやっぱり我々議員だから聞かされますから、そういうのを研修してきたあれをぜひ発揮して費用対効果を出していただきたいなと思います。

中 村
委員長

ほかにありませんか。

(な し)

中 村
委員長

質疑がなければ、質疑を終わり、討論を行います。ありませんか。

(な し)

中 村
委員長

討論なしと認め、これから採決します。

本決算は、認定すべきものと決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

中 村
委員長

異議なしと認めます。

よって、本決算は認定すべきものと決定しました。

ここで管理職全員が着席するため暫時休憩にします。

午後 2時39分 休憩

午後 2時41分 再開

中 村
委 員 長

休憩を解き委員会を再開します。
本会議から付託された認定第1号から認定第8号までの各会計決算
審査を終了しました。
審査の結果は、付託を受けた8会計とも認定すべきものと決定をしま
した。
審査に当たっては、委員各位、町理事者並びに職員の協力に感謝を申
上げます。
決算審査特別委員会を閉会します。
お疲れさまでした。

(午後 2時41分)

